

	<p>教育委員会の教育長</p> <p>（市町村教育委員会教育長の証明を得る方法については、所属の教員免許事務担当者に相談してください。不明である場合は、該当市町村教育委員会の教員免許事務担当者へ照会してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教職員：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教職員：大学の学長 ・その他：職場の長
○身体に関する証明書 （細一様式4）	<p>○証明年月日の有効期限は1年です。</p> <p>○病院で健診を受け、病院名と医師名が記載されるように証明を受けてください。</p> <p>○既に学校の教職員として勤務している場合には、「定期職員健康診断の写し」又は「人間ドック受診結果通知書の写し」をもって代えることができます。</p> <p>これから学校で採用見込みの場合には、「採用時健康診断書の写し」をもって代えることもできます。</p> <p>「定期職員健康診断の写し」、「人間ドック受診結果通知書の写し」、「採用時健康診断書の写し」を提出する場合、写しの余白に、所属長が原本証明を行ってください。</p> <p>（例）「この写しは、原本と相違ありません。」</p> <p>令和 年 月 日 証明者職氏名 職印</p> <p>※なお、これらの書類に「異常あり」、「要再検」、「要精検」、「通院投薬中」等の記載がある場合には、別途、所属長による「通常業務に支障がない」旨の証明が必要です（様式任意）。</p>
○履歴書 （細一様式5）	
○免許状送付用封筒 （180円分切手貼付）	<p>○A4サイズが折らずに入る封筒（角2型）に、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。</p> <p>なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます（道内公立学校の正規教員の場合は不要）。</p>
（右の記載に該当する場合に添付） ○戸籍抄本	<p>○添付書類に記載されている氏名、本籍地（都道府県）が現在のものと異なる場合には、変更の経緯がわかるよう、戸籍抄本（場合によっては謄本等）を添付してください。</p>

4 留意事項

（1）教育職員免許法第5条第1項の各号に該当する者には、教育職員免許状を授与することができません（欠格事項）。

- ・ 18才未満の者
- ・ 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ 免許状がその効力を失い、当該失効日から3年を経過しない者
- ・ 免許状の取り上げ処分を受け3年を経過しない者

- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 署名又は記名押印は、宣誓事項を確認の上、戸籍上の字体（誤字、俗字の場合は標準字体可）により正確に氏名を署名又は記名押印してください。外国籍の場合は、在留カードに記載の氏名を署名又は記名押印してください。
なお、免許状は標準字体により授与します（例 高→高、崎→崎）。
 - (3) 正しい申請書類を受理してから、免許状を送付するまで2ヶ月程度を必要としています。
免許状の授与証明書を必要とする場合や、その間に住所・氏名が変わる予定の方は、上記2(2)「送付先」まで連絡してください。
 - (4) 大学新卒者の一括申請事務のため、2月16日から3月24日までの期間は申請を受付しておりません。
この期間に郵送により提出のあった申請書類については当係において保管し、3月25日以降に受理を予定しています。
 - (5) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。
購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を**書留**で送付してください（北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません。）。